

2019年11月5日

株式会社 bitFlyer

代表取締役 平子 恵生 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

〔連絡先〕 芦屋本通り法律事務所

弁護士 辰巳 裕規

TEL : 0797-61-5215 FAX : 0797-61-5216

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当法人の再申入書に対して、さっそく回答書を送付くださりありがとうございました。

貴社からの回答書、すなわち「再申入書に関する回答」(2019年8月21日付)において利用規約を改訂されるとお返事いただきましたので、改訂内容を検討したところ、当法人が不当条項と指摘していた事項について一定の是正がなされたと受け止めます。

昨年来の申入れ活動についてはご理解を得られたものと考え、本件活動を終了いたします。

なお、改訂後の利用規約における賠償限度額の設定等の免責の範囲が消費者契約法第10条により実体的に不当とされ無効となるか否かについては、別途問題になりうることを念のため申し添えます。

また、本件申入れの経緯、貴社からのご回答内容等につきましては、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として公表させていただきますので、この旨も申し添えます。